

草津市公報

発行日 令和4年8月1日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 14 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

目次

◎ 条 例

草津市税条例等の一部を改正する条例(税務課)..... 1
 草津市手数料条例の一部を改正する条例(建築政策課)..... 2
 草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例(保険年金課)..... 3
 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(建築政策課)..... 3
 草津市議会基本条例の一部を改正する条例(総務課)..... 5

◎ 規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(保険年金課)..... 5
 草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則(建築政策課)..... 5

◎ 告 示

介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について(介護保険課)..... 5
 生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について(生活支援課)..... 6
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療支援給付のための医療担当機関の指定について(生活支援課)..... 6
 草津市空家等対策推進協議会設置要綱および草津市空家等対策検討委員会設置要綱を廃止する要綱(建築政策課)..... 6
 介護保険法第82条第2項の規定に基づく事業廃止の届出について(介護保険課)..... 7
 令和4年度草津市一般会計補正予算の要領について(総務課)..... 7
 公示送達について(税務課)..... 7
 令和4年度国土調査の実施について(土木管理課)..... 8
 草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱(子ども・若者政策課)..... 8
 公示送達について(税務課)..... 16
 令和4年度草津市一般会計補正予算の要領について(総務課)..... 18

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)..... 18
 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課)..... 18
 草津市有財産売却処分一般競争入札公告(総務課)..... 21
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(開発調整課)..... 24
 条件付一般競争入札の施行について(契約検査課)..... 25

条 例

草津市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第16号

草津市税条例等の一部を改正する条例
(草津市税条例の一部改正)

第1条 草津市税条例(昭和45年草津市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の右に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の10第1項中「特定配当等申告書」および「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号

を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるものおよび同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「あつて、」の右に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)または」を、「控除対象扶養親族」の右に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第53条の7中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

付則第13条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。

付則第21条の2第3項中「、第37条の8または第37条の9」を「または第37条の8」に改める。

付則第24条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第24条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

付則第24条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

(草津市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 草津市税条例の一部を改正する条例(令和3年草津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族(」の右に「年齢16歳未満の者または」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

付則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項および第36条の3の3第1項ならびに付則第2条の5第1項の規定」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中草津市税条例第33条第4項および第6項、第34条の10第1項および第2項、第36条の2第1項ただし書および第2項ならびに第53条の7の改正規定ならびに同条例付則第13条の3第2項、第24条の2第4項ならびに第24条の3第4項および第6項の改正規定ならびに第2条(草津市税条例の一部を改正する条例(令和3年草津市条例第14号)付則第2条第2項の改正規定に限る。)の規定ならびに付則第3条第3項の規定
令和6年1月1日

- (2) 第1条中草津市税条例第18条の4第1項の改正規定および次条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(納税証明書に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の草津市税条例

(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項および次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項および同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の草津市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項および同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の草津市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(令和4年7月5日揭示済み)

草津市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第17号

草津市手数料条例の一部を改正する条例
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第14項第40号中「法第85条第5項」を「法第85条第6項」に改め、同項第40号の2中「法第85条第6項」を「法第85条第7項」に改め、同項第51号の3中「法第87条の3第5項」を「法第87条の3第6項」に改め、同項第51号の4中「法第87条の3第6項」を「法第87条の3第7項」に改める。

別表第41項第1号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、同号ア(ア)およびイ中「建築しようとする住宅」を「認定を受けようとする住宅」に、「増築または改築」を「新築以外」に改め、同項第2号中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロ」を「法第5条第8項第4号イもしくはロ、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロ」に、「増築または改築」を「新築以外」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表第14項の改正規定は、公布の日から施行する。

（令和4年7月5日揭示済み）

草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第18号

草津市医療費特別助成条例および草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部を改正する条例
（草津市医療費特別助成条例の一部改正）

第1条 草津市医療費特別助成条例（昭和53年草津市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第3条第2項第3号ア中「第74条第1項第2号」の右に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同号イ中「第67条第1項」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改める。

（草津市老人福祉医療費特別助成条例の一部改正）
第2条 草津市老人福祉医療費特別助成条例（昭和57年草津市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イを次のように改める。

イ 70歳に達する日の翌日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から75歳に達する日までの間にある者

第3条第1項各号列記以外の部分中「（以下「被保険者等負担額」という。）」を削り、同項第1号中「第74条第1項第2号」の右に「に掲げる場合に該当するものとして同項」を加え、同項第2号中「第67条第1項」を「第67条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして同項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（令和4年7月5日揭示済み）

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第19号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和3年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

北山田五条・山田地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大津湖南都市計画北山田五条・山田地区計画において地区整備計画が定められている区域
------------------	---

別表第2中「下物町地区整備計画区域」を「1 下物町地区整備計画区域」に改め、同表に次のように加える。

2 北山田五条・山田地区整備計画区域

制限の項目	制限の内容	
地区の名称	生活拠点地区	戸建住宅地区
建築物の用途の制限	<p>1 次に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、住宅で第2号に掲げる医療施設、商業施設および福祉施設の用途のみを兼ねるもの（その居住の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1以下のものに限る。）であり、かつ、市長が当該区域にその立地を誘導すべき集落福利等施設としてやむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 法別表第2(ほ)項に掲げる建築物</p> <p>(2) 地域再生法第17条の17第3項第2号に規定する集落福利等施設のうち公共施設、医療施設、商業施設および福祉施設以外の建築物</p> <p>2 前項ただし書において、市長は、あらかじめ、草津市都市計画審議会条例に規定する草津市都市計画審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>法別表第2(は)項に掲げる建築物は、建築することができる。ただし、長屋、共同住宅、寄宿舎および下宿は除く。また、店舗については都市計画法第34条第1号に該当するものに限る。</p>

建築物の容積率の最高限度	10分の20	10分の10
建築物の建蔽率の最高限度	10分の6	10分の6
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートル ただし、法別表第2(い)項第9号および(は)項第7号に掲げる建築物については、200平方メートル	200平方メートル
壁面の位置の制限	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、2メートル以上とする。	建築物の外壁またはこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、1メートル以上とする。
建築物の高さの最高限度	13メートル	13メートル

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市手数料条例の一部改正)

2 草津市手数料条例(昭和53年草津市条例第4号)

の一部を次のように改正する。

別表第14項に次の1号を加える。

58 草津市地区計画の区域内における建築物の制限

に関する条例別表第2第2項の建築物の用途の制限

の項生活拠点地区の欄ただし書の規定に基づく

建築物の許可の申請に対する審査

建築物の用途の制限の許可申請手数料 1件に

つき160,000円

(令和4年7月5日揭示済み)

草津市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月5日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第20号

草津市議会基本条例の一部を改正する条例

草津市議会基本条例（平成26年草津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（広報広聴機能の充実）

第7条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市政全般にわたって自由に情報および意見を交換する機会を設け、積極的な広報および広聴に努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年7月5日揭示済み）

規 則

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月4日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第34号

草津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

草津市国民健康保険条例施行規則（昭和56年草津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

付則第8項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年7月4日揭示済み）

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月7日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第35号

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部を改正する規則

草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（令和3年草津市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「または第12条第1項」を「、第12条第1項または別表第2第2項の建築物の用途の制限の項生活拠点地区の欄ただし書」に改める。

別記様式第2号および別記様式第3号中「第12条第1項」の右に「・別表第2第2項の建築物の用途の制限の項生活拠点地区の欄ただし書」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年7月7日揭示済み）

告 示

草津市告示第218号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和4年7月4日

草津市長 橋川 渉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
Nアート居宅介護支援事業所	滋賀県草津市西草津一丁目7-55	株式会社日本看護サービス 滋賀県草津市西草津一丁目7-55	代表取締役 餅田 敬司 滋賀県草津市西草津一丁目7-55	居宅介護支援	令和4年7月31日	2560690063

(令和4年7月4日揭示済み)

草津市告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年7月4日

草津市長 橋川 渉

名称	所在地	指定年月日
キリン堂薬局 草津追分店	草津市追分南六丁目1番6号	令和4年7月1日

(令和4年7月4日揭示済み)

名称	所在地	指定年月日
キリン堂薬局 草津追分店	草津市追分南六丁目1番6号	令和4年7月1日

(令和4年7月4日揭示済み)

草津市告示第220号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療支援給付のための医療を担当する機関として、次のものを指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年7月4日

草津市長 橋川 渉

草津市告示第221号

草津市空家等対策推進協議会設置要綱および草津市空家等対策検討委員会設置要綱を廃止する要綱を次のとおり制定する。

令和4年7月5日

草津市長 橋川 渉

草津市空家等対策推進協議会設置要綱および草津市空家等対策検討委員会設置要綱を廃止する要綱

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 草津市空家等対策推進協議会設置要綱（平成28年草津市告示第149号）
- (2) 草津市空家等対策検討委員会設置要綱（平成28年草津市告示第196号）

付 則

この要綱は、令和4年7月5日から施行する。

(令和4年7月5日揭示済み)

草津市告示第223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき事業の廃止届出があったので、同法第85条の規定に基づき告示する。

令和4年7月6日

草津市長 橋 川 涉

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および主たる事務所の所在地	代表者の氏名と住所	サービスの種類	指定廃止年月日	事業所番号
草津市在宅介護支援センターきはん	滋賀県草津市矢橋町885-1	社会福祉法人よつば会 滋賀県草津市南笠町891番地	理事長 中森 寛 滋賀県草津市南笠町891番地	居宅介護支援	令和4年7月31日	2570600169

(令和4年7月6日揭示済み)

草津市告示第224号

令和4年6月6日開会の草津市議会定例会において議決を経た令和4年度草津市一般会計予算の要領は、次のとおりである。

令和4年7月8日

草津市長 橋 川 涉

1 予算題目一覧

令和4年度草津市一般会計補正予算（第2号）

令和4年度草津市一般会計補正予算（第3号）

2 要領 略

(令和4年7月8日揭示済み)

おり、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年7月11日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

令和4年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年7月18日に送達があったものとみなす。

草津市告示第225号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管して

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	馬場 康弘	滋賀県草津市青地町581番地1-1102コンフォートテラオ	令和4年度	令和4年度
2	名嘉 清尚	大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁682番地百舌鳥ハイツ 202号	令和4年度	令和4年度
3	森兼 清美	滋賀県守山市播磨田町1402-2-1-101	令和4年度	令和4年度
4	矢田 清次	滋賀県草津市上笠二丁目15番14号メゾン笠縫141 朝見様方	令和4年度	令和4年度
5	新庄 三次	滋賀県草津市下笠町1426番地	令和4年度	令和4年度
6	濱口 裕哉	滋賀県草津市笠山三丁目11-9-728	令和4年度	令和4年度
7	塚部 潤	宮城県柴田郡柴田町槻木西2丁目4番24号シティーハイムノーストール102号	令和4年度	令和4年度

(令和4年7月11日揭示済み)

草津市告示第226号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定に基づき、令和4年度の国土調査の実施について告示する。

令和4年7月12日

草津市長 橋川 渉

1 事業計画が定められた年月日

令和4年4月1日

2 調査を実施する者の名称

草津市

3 調査地域

草津市草津二丁目外 地先

4 調査期間

令和4年7月12日から令和5年3月31日まで

(令和4年7月12日揭示済み)

草津市告示第227号

草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年7月13日

草津市長 橋川 渉

草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業

(児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3

第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）

を行う事業所がそこで働く放課後児童支援員

(年度の末日までに都道府県知事が行う研修を修了

している者を含む。以下同じ。) に対して経験年数

や研修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設

けているまたは設けることを目指す場合に、放課後

児童支援員の賃金改善に必要な経費に対し、草津市

放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助

金(以下「補助金」という。)を交付するものと

し、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則

(昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」とい

う。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところ

による。

(定義)

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」と

は、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後

児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福

祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）お

よび児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11

号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備

および運営に関する基準を定める条例（平成26年草

津市条例第32号）および規則の例による。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対

象事業者」という。)は、草津市児童育成クラブ条

例(昭和61年草津市条例第25号)第3条の指定管理

者および草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補

助金の交付決定を受けて児童育成クラブを運営する

者のうち、放課後児童支援員に対して経験年数や研

修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けているまたは設けることを目指すものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる者(以下「補助対象者」という。)の賃金を改善する事業とする。

- (1) 放課後児童支援員
- (2) 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であつて本市が指定する研修を受講したもの
- (3) 経験年数が10年以上の放課後児童支援員であつて本市が指定する研修を受講した事業所長的立場のもの(1つの支援単位につき1名までとし、事業所長的立場にあることが辞令や運営規定等の文書により確認できる者に限る。以下同じ。)
- (4) 放課後児童支援員以外の職員(経営に携わる法人の役員を除く。以下同じ。)。ただし、補助対象事業者が、放課後児童支援員以外の職員についても、経験年数や研修実績に応じた段階的な賃金改善の仕組みを設けているまたは設けることを目指す場合に限る。

(補助金額等)

第5条 1 支援単位当たりの補助金の額は、別表に定める基準額と対象経費を比較して、いずれか少ない方の額とする。

2 前条第1号から第3号までに掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄各号に定める放課後児童支援員の区分に応じ、当該各号に定める基準額とする。

3 前条第4号に掲げる者の1人当たりの対象経費の上限額は、別表基準額の欄第1号に定める基準額と同額とする。

(経験年数等)

第6条 第4条第1項第2号および第3号に規定する経験年数は、当該年度の4月1日現在において勤務する児童育成クラブの勤続年数およびその日より前に勤務していた次の各号に掲げる施設または事業所(以下「事業所等」という。)における勤続年数の合算とする。

- (1) 子ども・子育て支援法第7条第4項に定める教育・保育施設、同条第5項に定める地域型保育事業を行う事業所および第30条第1項第4号に定める特例保育を行う業所等
- (2) 学校教育法第1条に定める学校および同法第124条に定める専修学校

(3) 社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を行う業所等

(4) 児童福祉法第12条の4に定める施設

(5) 認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に定める認可外保育施設のうち、地方公共団体における単独保育施設による施設、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設および企業主導型保育施設)および同項の業所等に移行した場合における移行前の認可外保育施設

(6) 医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院および助産所。ただし、保健師、看護師または准看護師に限る。

(7) 放課後児童健全育成事業に類似する事業を行う業所等

2 前項各号の事業所等における経験年数の算定にあつては、暦に従つて計算し、1月に満たない場合は、端数を切り捨てるものとする。

3 前2項の規定に基づく経験年数の算定は、当該年度の4月1日時点において行うものとし、1年に満たない場合は、端数を切り捨てるものとする。

4 経験年数の期間は、事業所等が発行する勤務実績証明書等の文書により確認するものとする。

(補助要件等)

第7条 補助の要件は次のとおりとする。

(1) 補助対象者の賃金改善の全部または一部が基本給(月給等や決まって毎月支払われる手当をいう。)により行われていること。

(2) 各補助対象者について、補助の対象となる年度の賃金総額が平成28年度の賃金基準を適用した場合の賃金総額を上回り、当該児童育成クラブに従事する放課後児童支援員の賃金改善が行われていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助対象者の当該児童育成クラブにおける初任給の額を、平成28年度において放課後児童支援員に支払われた賃金とみなす。

- (1) 補助対象者が平成28年度において当該児童育成クラブに勤務していなかった場合
- (2) 平成28年度において当該児童育成クラブが開設していなかった場合

3 本補助金を活用し賃金を増額させる給与項目以外の項目において、賃金水準を低下させてはならない。ただし、業績等に応じて変動することとされている賞与額等が、当該業績等に応じて変動した場合

については、この限りではない。

(交付申請書の添付書類)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業賃金改善計画書（別記様式第1号）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（別記様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとし、その提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度4月10日までとする。

- (1) 草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業賃金改善実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 賃金改善内訳（職員別内訳）（別記様式第4号）
- (3) 職員別の1月当たりの賃金改善額内訳（別記様式第5号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月13日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。

別表（第5条関係）

基準額	対象経費
(1) 放課後児童支援員 1人当たり 年額131,000円	草津市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施に必要な経費のうち市長が認める経費
(2) 経験年数が5年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した者 1人当たり 年額263,000円	
(3) 経験年数が10年以上の放課後児童支援員であって本市が指定する研修を受講した事業所長的立場の者 1人当たり 年額394,000円	
※1支援単位当たりの基準額は、年額919,000円を上限とする。	
※事業実施月（1月に満たない端数が生じた時は、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額ごとに	

算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
--	--